HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	会計ビッグバンと透明性ある保守主義
Author(s)	早川, 豊
Citation	經濟學研究, 50(4), 1-11
Issue Date	2001-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32211
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(4)_P1-11.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 50−4
北海道大学 2001. 3

会計ビッグバンと透明性ある保守主義

早川 豊

1 時価会計の分類

会計ビッグバンとかアカウンティング・デバイドがマスコミで騒がれ，時価会計導入が報じられている。しかし，時価会計には，①毎期時価会計を行い，評価差額をP/L処理するもの，②毎期時価会計を行い，評価差額をB/S処理するもの，③臨時的に時価会計を行うもの，④企業年金積立不足の計算を時価会計の範疇に入れているもの，が渾然一体となって論じられている。これらを整理すると，下記の通りになると考える。

① 毎期時価会計を行い，評価差額をP/L処理するもの

これは一般事業会社にとっては関係がない売買目的有価証券とデリバティブ取引がここに属する。「一般事業会社にとっては関係がない」というのは，定款上，有価証券の売買を業とする会社は少ないからである。いわゆるトレーディング目的でトレーディング部門を有するものとは，銀行では従来，申請して承認を受けた銀行だけが「特定取引勘定」を設定できるからである[1)]。

実際にトレーディング取引をしていれば，実質基準で売買目的有価証券として事実認定されるが，このような事業会社はごく少ないと考えられる。デリバティブ取引は投機目的とヘッジ目的があるが，デリバティブ取引は決済基準から値洗基準で処理されることになった。ヘッジ目的では，リスク関連性判定を条件に，デリバティブ損益をB/S処理（繰延損益処理）し，決済時に現物の簿価修正方式（繰延ヘッジ会計法）が認められた。

② 毎期時価会計を行い，評価差額をB/S処理するもの

これは，有価証券のうちの持ち合い株式を含む「その他有価証券」がここに属する。時価会計適用といっても，値下がりの場合，評価差損をP/L処理するのが部分資本直入法，B/S処理するのが全部資本直入法と呼ばれる。

しかし，値上がりの場合，両方法とも評価差額をB/S処理する（P/L処理しない）ことは，利益に算入してはならないことになる。従来，時価情報として注記していたものを，B/S本体に格上げしていることからすれば，第一段階から第二段階へ，すなわち「透明性ある保守主義」に進歩したことになる。

③ 臨時的に時価会計を行うもの

これは，商法の強制評価減の対象となる上記の時価会計対象外の資産が挙げられる。これらは，評価益の計上が禁じられており，「透明性ある保守主義」の発現と考えられる。

バブル崩壊前の我が国の企業会計は，取得原価主義が保守主義と連動していた。しかし，バブルが崩壊した後は，モノとカネが余剰になり，さらにヒトまで余剰となり，それぞれのリ

1）座談会「時価会計をめぐる実務上の考え方」JICPAジャーナル2000年9月号，p. 15.

ストラが敢行されてきた。

モノとカネについては，価格が下落した土地，それを担保にした貸付金を有する銀行の不良債権が企業会計の重要問題となった。不良担保を提供した借主は，追加担保を差し出すことができないことから社会問題になっている。ついに，借主は債権放棄を要請したり，法的整理に追い込まれているゼネコン，スーパーが新聞で報道されている。

さらに，バブル崩壊で，「勝ち組み」と「負け組み」に分かれ，「負け組み」の企業は，連結対象外の関係会社に損失の「飛ばし」を行い，単独ベース及び連結ベースの業績の悪化を隠していた。企業会計としては，連結子会社の範囲を形式基準から実質支配基準に，関連会社の範囲を形式基準から影響力基準に拡大した（2000年３月期）。これにより業績不振の関係会社が一挙に連結対象となり，そごうやハザマが債務超過となってしまったのは周知の事実である。

他方，税効果会計が導入と前倒し適用が認められた。これは，例えば，銀行を中心とした不良債権の貸倒引当金の積み増しに対して，その実効税率40.87%分を繰延税金資産として計上を容認するものである。貸倒引当金の積み増しの40.87%が損金から控除されることになり，負担が軽減されることになった。従来の税法基準による引当金設定からの離脱が容易となり，実質貸倒基準による会計が促進された。

税効果会計基準が整備されたことにより，販売用不動産と銀行貸付金の減損会計が前倒し適用により，「透明性ある保守主義」の促進につながっている。減損会計は，税効果会計とセットになって処理が進んでいるといえよう。

④　企業年金積立不足の時価会計

バブル崩壊に伴うヒト余りでは，従来の退職給与引当金から退職給付引当金に名称と内容が変更された。従来の引当金は，税法基準でも容認されていたが，新基準では将来給付債務の現在価値を退職給付債務とし，毎期時価会計による年金資産と従前の退職給与引当金の合計を対比し，前者の金額が大きい場合，積立不足として開示することになった。

退職給付債務の計算は，将来支出の現在価値計算法となり，複雑を極める。将来支出額の予測は，予想死亡率，予想脱退率，予想昇給率を用いなければならないし，現在価値計算における将来支給日ベースの割引率の選定は困難を伴うからである。時価ないし公正価値とは，取引所の相場を原則とし，その価格がない場合には現在価値も時価に含めてよいことになっている。

このように時価といっても，毎期計上する場合，評価差額の処理法が保有目的によって異なり，また毎期計上しない場合，減損会計の義務が課され，企業年金積立不足に至っては資産は毎期時価会計，負債は価格である割引率を一定期間固定するため，取得原価主義の枠内にはいる。

これらのいわゆる時価会計を「透明性ある保守主義」の観点から，分析し直してみたい。

2　会計ビッグバンの進行

橋本内閣の時代の1996年に始まった日本版金融ビッグバンの一環として，新しい会計基準の設定又は改訂が行われてきた。1997年６月から1999年10月の短い間に企業会計審議会は８個の意見書が公表され，2000年３月期から2001年３月期間に適用されることになっている。このように短期間に各種の会計基準が改訂され，それらの適用を強制したということから，会計ビッグバンと呼ばれている。1997年６月から1999年10月までの企業会計審議会の公表日順，適用日順に整理したのがそれぞれ表１と表２でる。

このほか，商法強制評価減の関係から，日本公認会計士協会の販売用不動産及び持ち合い株式の減損会計の監査強化が今期から始まっている（日経 2000/３/31）。減損会計は，商法上の強制低価減と同じ概念である。減損会計の中身

表1　会計ビッグバンに伴う企業会計審議会の意見書等（公表日順）

公表日	意見書等	適用日
1997年6月6日公表	①連結財務諸表制度の見直しに関する意見書	2000年3月期本格的適用
1998年3月13日公表	②連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書	2000年3月期から適用
1998年3月13日公表	③研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書	2000年3月期から適用
1998年6月16日公表	④退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書	2001年3月期から適用，事後適用可
1998年10月30日公表	⑤連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い	2000年3月期本格的適用
1998年10月30日公表	⑥税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書	2000年3月期適用，前倒し適用可
1999年1月22日公表	⑦金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書	その他有価証券以外は2001年3月期適用，その他有価証券は2002年3月期から適用，事前適用可
1999年10月22日公表	⑧外貨建取引等会計基準の改定に関する意見書	

表2　会計ビッグバンに伴う企業会計審議会の意見書等（適用日順）

適用日	意見書等	公表日
2000年3月期本格的適用	①連結財務諸表制度の見直しに関する意見書	1997年6月6日公表
2000年3月期から適用	②連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書	1998年3月13日公表
2000年3月期から適用	③研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書	1998年3月13日公表
2000年3月期本格的適用	⑤連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い	1998年10月30日公表
2000年3月期適用，前倒し適用可	⑥税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書	1998年10月30日公表
2001年3月期から適用、事後適用可	④退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書	1998年6月16日公表
その他有価証券以外は2001年3月期適用、その他有価証券は2002年3月期から適用、事前適用可	⑦金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書	1999年1月22日公表
	⑧外貨建取引等会計基準の改定に関する意見書	1999年10月22日公表

は，時価会計の対象となっていないすべての勘定を，商法上の強制低価減で行うものである。減損会計を含むこれらの新たな会計基準は，設定過程において国際会計基準又は米国基準というグローバルスタンダードを取り込んでいる。

会計ビッグバンでは「投資家及び経営者の意思決定に資するため」（投資家が，自己責任に基づき，より適切な投資判断を行い，また，企業自身もその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にすること，以下同じ）という目的が掲げられている。逆にいえば，従来の会計基準は投資家の意思決定にも経営者の「意思決定にも資していなかった」のではないかとも皮肉られることもある。

というのは，従来の会計基準では，バブル期までの「含み益」を吐き出す経営が可能であり，

期末近くに期首予想を達成するためクロス取引の「益出し」や連結対象外関係会社に「飛ばし」を行ってきており，経営者の放漫経営を阻止することが困難であった。

バブルが崩壊し，３年前の11月の拓銀，山一証券の経営破たん以降，ジャパン・プレミアムという言葉が，金融界に流行した。ジャパン・プレミアムは，銀行の企業会計への不信が根底にあり，これがついにはレジェンド問題（日本の英文財務諸表は，日本基準に基づいている，との警告表示）につながっている。

「益出し」や「飛ばし」がいつまでもできるはずがなく，ついに「一行たりとも，つぶさず」という護送船団方式の転換を大蔵省が４年前に行ったにもかかわらず，「甘え」構造に浸った金融業では，拓銀，山一証券，長銀，日債銀，小売業では長崎屋，そごう，ゼネコンでは長谷工，ハザマなど経営破たんを経験している。

ジャパン・プレミアム問題とレジェンド問題は，我が国のインフラとしての企業会計に対する不信であり，その不信を払拭するには，「益出し」や「飛ばし」のない「透明性ある保守主義」が求められている。つまり，外国人投資家にもわかる企業会計が求められている。

では，「透明性ある保守主義」とは，「益出し」や「飛ばし」のできにくい時価会計と連結範囲の拡充であるが，時価はそう簡単に測定できるものではない。測定できるものを敢えて挙げるとしたら，流動性リスクのない（市場相場でいつでも売れる）金融商品は，一部上場の株式ということになるが，これとて決算日に「出来ず」の銘柄も多数ある。また，土地・建物については，「一物一価」の相場はなく「一物四価」とも「一物五価」ともいわれる価格表が展開されている。

「投資家及び経営者の意思決定に資するため」とは，企業内部で時価情報を把握している場合，その情報を投資家にも提供せよということになる。

また，時価情報という用語にも混乱が生じている。従来の時価情報では，取得原価主義で示し，市場性ある有価証券やデリバティブは注記で時価を開示していた。今回の改正では，時価注記を行わない時価会計に発展した。一般事業会社では，B/S本体のみでの資産・資本への計上方法が中心である。また，都市銀行や証券会社を中心としたトレーディング部門を有する場合は，評価差額をP/L処理を求めている。

「投資家及び経営者の意思決定に資するため」の時価会計を発展段階別に整理すると，第一段階は注記方式，第二段階とし評価差額をB/S本体に計上するB/S処理方式，第三段階として評価差額をP/Lに計上するP/L処理方式ということになるだろう。

一般事業会社にとっては，トレーディング部門がなく第二段階となっているが，全面時価法の世界では第三段階を目標としており，それが全面的に適用されるのは困難と考える。

となると，第二段階の評価差額をB/Sに計上し，P/Lに計上しないということは，どのような意味があるのであろうか。業績に関係しないが，資産の評価増減の情報は「投資家の意思決定に資する」ことになるということは，B/S本体から純資産の「質」の分析がしやすくなるからである。これで第一段階の注記の時価情報から第二段階のB/Sの時価情報への発展とは，B/S透明性の改善の意味となるのである。

なお，新聞報道等，一般に時価会計といわれるものには減損会計が含まれる場合が多いが，減損会計は従来の強制評価減の会計処理方法の厳格化であり，臨時的に行われるものである。米国会計基準では，これをフレッシュ・スタート上の測定と呼んでいる。厳密には，減損会計は時価会計ではなく，取得原価会計の枠内での取得原価の減額処理として扱っている。そのため，時価会計の第二段階から第三段階の範疇に入らず，新たな時価会計とは考えられない。ただし，強制評価減の計算の基礎となる計算方法には，利息法が入ってくる。我が国では現在価値計算法は新たな会計基準であり，資産の強制評価減と負債の評価増（企業年金積立不足）は，

財政状態の悪化を測定・開示するものであるから，企業年金積立不足の計上[2]も「透明性ある保守主義」への発現と考える。

以下，各項目について信頼性回復のための「透明性ある保守主義へ」の概要について述べたい。

3「含み損のない」企業会計へ

含み益があることは，それ自体，家計にしろ，企業にしろ，国家にしろ，市場はペナルティを課す筈がない。そのこと自体，健全であり，余力があり望ましいからである。しかし，バブル崩壊で，先輩等の遺産の「益出し」ばかりをやり，ついには，「益出し」できないことを隠し，「損出し」すべきところまで落ち込んでいるのに，それを隠す目的で連結対象外の関係会社に損失の「飛ばし」を何年も続けていればどうなるか。「損出し」を隠す「飛ばし」行為が発覚すれば，その企業の格下げとなる。

従来，外国投資家は，「益出し」を行って，金使いの荒い不思議の国の企業経営者を見て，最初は羨ましく思っていたに違いない。しかし，この会社が「益出し」の余力がなくなり，「損出し」隠しの「飛ばし」が発覚し，経営破たんに至ると「日本の財務諸表は信用できない」ということになる。日本の銀行に貸付を行うには，ジャパン・プレミアムを要求しなければならないということになったのである。

ところが，「飛ばし」で経営破たんしたのはバブル崩壊後のいわゆる「負け組み」であり，我が国の「勝ち組み」の業界にも，海外からインフラとしての日本の財務諸表不信につながったため，レジェンド問題として被害が及ぶことになっている。

ここで，信用を回復するには，企業経営者が「無駄遣いを禁欲し，モノ余りを整理し，余剰なヒトを見直す」ことが必要なことは，どこの世界でも同じである。この当然のことを可能にするには，インフラとしての日本の財務諸表における抜本的な改善が必要になったのである。

すなわち，「益出し」に対しては，「益出し」行為が誰にでもわかる企業会計，「透明性ある保守主義」のもとでの時価会計が必要となる。また，「飛ばし」は，連結対象外の関係会社への高額譲渡であるから，この実態を明らかにするインフラとしての企業会計が必要となる。

このように見てくると，我が国の会計ビッグバンは，高度成長経済の遺産である「含み益」経営から，バブル崩壊によりいつのまにか「含み損を隠さない」経営が好まれ，前倒しで損出しを行う会社を余力のある会社として市場が高く評価するようになってきている。これらは，時価をベースに「損出し」を行っていることになる。しかし，臨時的に時価ベースで計算・報告するのか，中間期を含めて毎期，時価ベースで計算・報告するのかにより，前者は減損会計の範疇に，後者は時価会計の範疇に分類される。時価会計は，何をどのように計算・報告するかは，次の節以降で述べることにする。

4　金融商品時価会計の対象

時価会計は，経常的に毎期，値洗いを報告するものであるという定義を与えるとすれば，減損会計や退職給付債務会計[3]はこの定義では時価会計に入らない。減損会計は，長期保有資産に対して臨時的に行われるもので，我が国における商法の強制評価損計上の範疇に入る。また，退職給付債務は，退職時の将来支給額又は

2）早川　豊「企業年金会計の包括損益計算書―FAS87のFAS130への応用―」経済学研究（北大），1999年1月，pp. 118-126.

3）早川　豊「企業年金会計の包括損益計算書―FAS87のFAS130への応用―」経済学研究（北大），1999年1月，pp. 118-126.

将来の年金支給額を一定の割引率で割り引くものである。債務の時価を算定するには，割引率という金利（これは棚卸資産にたとえるならば，価格に相当する。）という価格を固定してしまえば，取得原価会計の枠内になる。割引率の見直し時に，割引金利を下げれば退職給付債務が上昇し減損会計になるし，割引金利を上げれば退職給付債務が下落し債務縮小による増益会計になってしまう。

一般に，債務の割引金利という価格が上がるということは，市場金利の上昇か信用リスクの上昇によるものである。もし，信用リスクの上昇を考察する場合，債務を時価評価すると債務減額（割引金利）の上昇の計算結果となる。しかし，これは借主が信用をなくすると債務減額利益になるということになるので，債務者のモラル・ハザードにつながってしまい，インフラとしての企業会計は機能しないと考える。このようなことから，時価会計は毎日，毎期，値洗いできる金融資産に限定され，金融負債は原則として，適用除外となる（金融商品意見書Ⅲ三）。

すなわち，時価会計で企業会計審議会の求めるものは，金融商品の中の限られた金融資産（市場価格のあるもの）のみである。企業会計審議会の金融商品時価会計の適用除外となっているものや金融商品にならないものを列挙する方が時価会計を理解しやすい。

まず，負債であるが，これは支払手形，買掛金，借入金，社債，デリバティブ取引の正味の債務が含まれるが，これはすべて金融負債である。金融負債は，「デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き，債務額を貸借対照表価額とし，時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。」（金融商品意見書Ⅲ三）とあるように，デリバティブ取引の正味の債務以外，時価評価適用除外である[4]。

つぎに，資産には，金融資産と非金融資産から構成される。金融商品会計基準第一の一によれば，「金融資産とは，現金預金，受取手形，売掛金及び貸付金等の金銭債権，株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びにデリバティブ取引により生じる正味の債権等をいう。」とあり，一般事業会社では，金融資産は，金銭債権と有価証券が中心となる。金融資産でない非金融資産には，棚卸資産や有形固定資産などの物的資産からなる。

減損会計を時価会計からはずすとすれば，時価会計は物的資産が対象でなく，金融商品のうちの金融資産の金銭債権と有価証券であり，その中でも市場価格のあるもの，さらに子会社株式と関連会社株式を除いたもの，と限定に限定が重なる。これを図解したのが，第１図である。

5　評価差額のP/L処理とB/S処理の意味

以下では，金融商品意見書の時価会計の対象であるデリバティブ取引により生じる正味の債権・債務以外の時価会計を対象とする。

減損会計を除く時価会計では，B/S金融資産の評価増減を記帳するとしても，対照勘定として，B/S処理かP/L処理かが問題となる。

評価差額をP/L処理することになっても，一般事業会社にとってはトレーディング部門を有していないため，時価会計のなかの売買目的有価証券は保有することは少ないため，大きな影響はない。

しかし，評価差額をB/S処理する方法は，持ち合い株式を中心とした「その他有価証券」に対するものであり，一般事業会社に影響の大き

4）金融商品意見書Ⅲ三によれば，「一方，金融負債は，借入金のように一般的には市場がないか，社債のように市場があっても，自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから，デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き，債務額を貸借対照表価額とし，毎期の時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。」となっている。

図1　時価会計と減損会計の関係のイメージ図

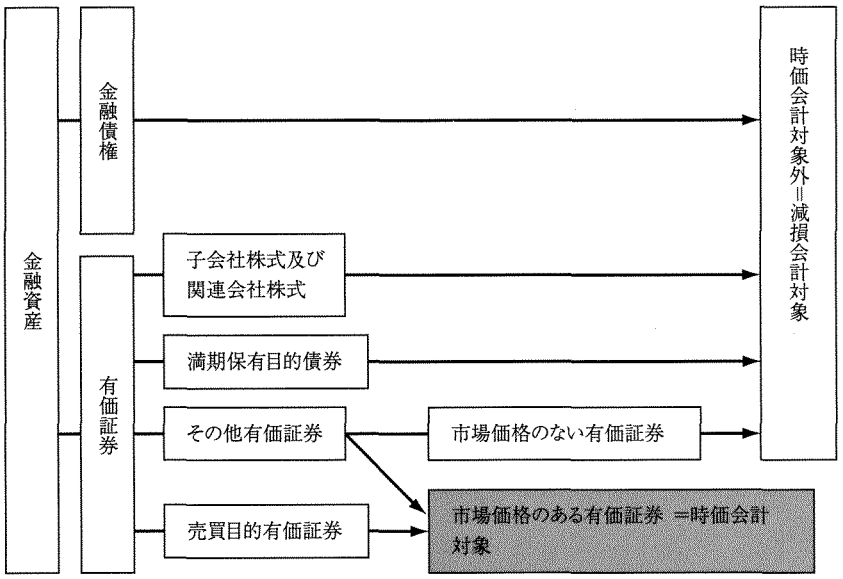

な影響を及ぼす。というのは，一般事業会社では連結範囲の子会社判定の実質支配力基準にも，関連会社判定の影響力基準にも相当しない形の企業提携，資本提携が頻繁に行われ，営業上の「付き合い」として相手企業の株式を「持ち合い」を行っているのが多い。

これらの持ち合い株式をB/S処理する方法は，我が国では全部資本直入法又は部分資本直入法(評価差益の場合のみ資本直入方式)の選択適用となっている。後者は，評価差損をP/L処理するものであり，「投資家の意思決定に資する」保守主義の観点から望ましいものと考える。

この場合，米国基準では，「その他包括利益」という資本勘定が準備され，評価差額は差益であれ差損であれ，一旦，全面的に「その他包括利益」に直入され，持ち合い解消時にP/L処理されることになる[5)]。

持ち合い株式を代表とする「その他有価証券」は，とりあえず，商法の配当可能利益にならないように措置されており，未実現損益を資本の部に評価差額を計上する方法論をとっている。すなわち，評価益の場合（借方）B/S資産の増（貸方）B/S資本の増と全部資本直入法も部分資本直入法も同一の会計処理となっている。しかし，評価損の場合，（借方）P/L費用の増（貸方）B/S資産の減の借方P/L処理法である部分資本直入法が保守主義の観点から認められている。

持ち合い株式を代表とする「その他有価証券」の増減の対照勘定に日米，微妙な勘定区分の違いがあるが，我が国の全部資本直入法を採用する場合，日米とも評価差額の資本勘定処理となっているので，勘定区分以外，大差ないといっていい。

6　所有目的変更処理

6.1　所有目的変更の原則禁止

有価証券の保有目的の変更は，原則禁止とな

5）SFAS130, Reporting Comprehensive Income, 1997. 早川　豊「拡大包括主義損益計算書への改訂」(1)・(2) 経済学研究(北大), 1998年6月, pp. 49-57, 1998年9月, pp. 82—91.

表3　保有目的の変更のイメージ

	売買目的有価証券へ	その他有価証券へ	満期保有目的の債券へ	子会社・関連会社株式へ
売買目的有価証券から	——	原則禁止	全面禁止	持分増加＝部分・全面資本直入法で引継ぎ・P/L処理
その他有価証券から	原則禁止	——	全面禁止	持分増加＝部分・全面資本直入法で引継ぎ・B/S処理
満期保有目的の債券から	途中売却、罰則規定	途中売却、罰則規定	——	——
子会社・関連会社株式から	持分減少＝原価法で引継ぎ	持分減少＝原価法で引継ぎ	全面禁止	——

っている。しかし，「正当な理由があれば」変更が許される（金融商品実務指針，80項，83項）。「正当な理由」は，具体的に下記の4ケースに限定されている。

① 資金運用方針の変更又は特定状況の発生の場合

② 下記事実が発生し，保有目的区分の変更があったとみなされる場合

A 債券発行者の信用状態の著しい悪化

B 税法上の優遇措置の廃止

C 重要な合併又は営業譲渡に伴うポートフォリオの変更

D 法令の改正又は規制の廃止

E 監督官庁の規制・指導

F 自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更

G その他，予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない，保有者に起因しない事象の発生

③ 株式の追加取得又は売却により持株比率等が変動する場合

④ 法令又は基準等の改正又は適用による場合である。

有価証券の保有目的の変更は，複雑多岐に渡るためイメージを表3に示すことにする。

6．2　満期保有目的債券の途中売却と罰則規定

満期保有目的債券に分類された債券について，その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替え，償還期限前に売却を行った場合は，満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について，保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならないという罰則規定が設けられている（金融商品実務指針，83項）。

さらに，保有目的の変更を行った事業年度を含む2事業年度においては，取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないものとする，と二重の罰則規定が用意されている（金融商品実務指針，83項）。

ただし，一部の債券について，上記②の状況が生じた場合又は上記②の状況が生じると合理的に見込まれる場合には，当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため，一部の満期保有目的債券を他の保有目的区分への振替や償還期限前に売却しても，残りの満期保有目的の債券について，満期まで保有する目的を変更したものとはしない，という特例が設けられている。これは原則保有目的変更禁止の特例除外事項であり，満期保有目的債券の値下がりが続いている場合には，時価会計の対象である売買目的債券又はその他債券へ振替が特に許されるケースである。これを図解すれば，下記の図2のイメージ図となる。なお，参考まで目的変更があったとみなされる場合は，残りの満期保有目的債券がすべて売買目的かその他の債券に全面変更となる罰則規定が適用されるが，そのイメージ図は図3となる。

また「満期保有目的の債券を，担保差入，現先取引，レポ取引又は証券貸借取引の対象とし

図2　満期保有目的債券の目的変更があったとみなされない場合のイメージ図

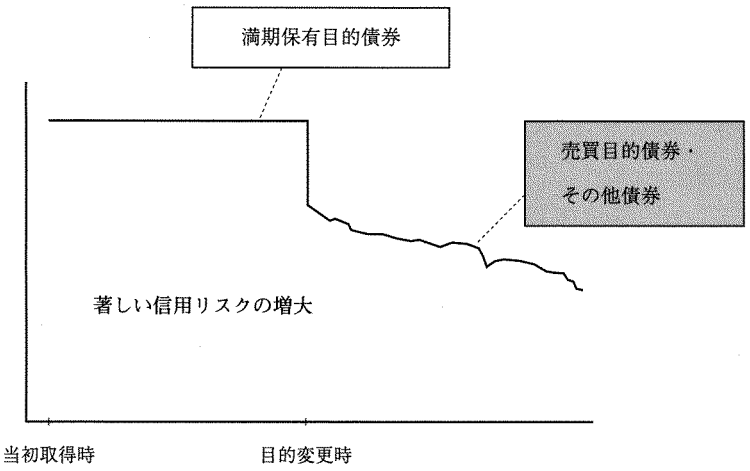

図3　満期保有目的債券の目的変更があったとみなされる場合のイメージ図

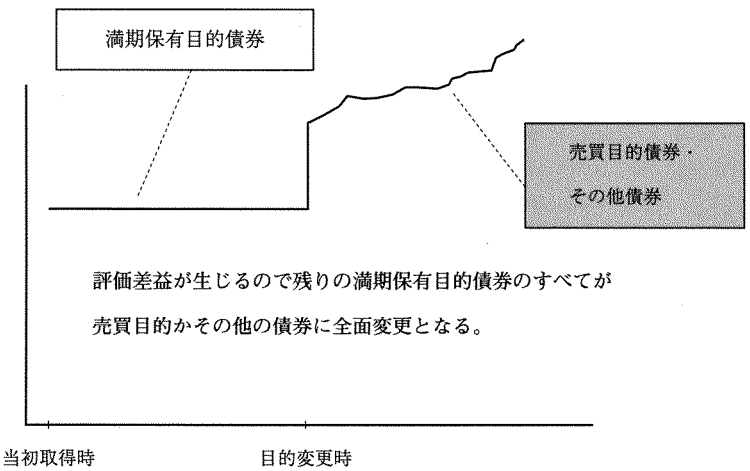

た場合であっても，その契約期間が債券の償還期限と同じか又はそれより前となるとき及び返還される債券が実質的に同一であるときには，満期保有目的の区分を変更しない」との注釈規定がある（金融商品実務指針，83項)。すなわち，満期まで保有するため，満期保有目的債券を担保提供した場合等は，保有目的の継続目的のための行為であると注釈規定を出している。

6．3　子会社・関連会社株式←→売買目的・その他株式への変更

持分比率の減少により,原価法(単独ベース)の子会社・関連会社株式が，子会社・関連会社に相当しなくなる場合，原価法を引き継ぎ，その他又は売買目的株式（単独ベース）に振り替えられることになる。

逆に，持分比率の増加により，その他又は売買目的株式（単独ベース）→子会社・関連会社株式（単独ベース）に目的変更が行われること

表4　子会社・関連会社株式へ及びその株式からの保有目的変更のイメージ表

	子会社・関連会社株式へ原価法	その他株式へ差額B/S法	売買目的株式へ差額P/L法
子会社・関連会社株式から	——	持分減少＝原価法で引継ぎ	持分減少＝原価法で引継ぎ
その他株式から	持分増加＝部分・全面資本直入法で引継ぎ	——	原則禁止
売買目的株式から	持分増加＝部分・全面資本直入法で引継ぎ	原則禁止	——

がある。この場合，その他又は売買目的株式が時価会計で記帳されているから，時価で引き継ぐとなるが，その他株式の評価差額については，原則，全部資本直入法となっているが，部分資本直入法も認められているので注意が必要である。

上記のような株式の保有目的変更のイメージは，表4の通りである。

7　まとめ

会計ビッグバンで数多くの会計基準が発表された。そのうち，時価問題について確認しておこう。会計上の時価は，市場価格のあるものの測定は簡単であるが，市場価格のないものは予測に基づくものである。時価会計は客観性のある時価でなければならないと，投資家から期待されている。しかし，会計士自身が時価評価を行っているという，過大な宣伝は避けなければならない。かといって，信頼筋の専門家による時価評価（ベスト・エスティメイト法）も，信頼できないことは破たん企業の経験で明らかになっている。時価評価という神の仕事に似た作業は，実は市場で決まるのであり，時価鑑定人といえどもこれを正確に予測できるものではない。

では，時価会計の対象となるのは，市場相場が誰にもわかっているものに限られるべきである。その通りであるとしても，減損会計のように市場相場がない場合はどうなるであろうか。同じ業界で同じ時期に同じ資産を購入し，同じ事業に供用をしている会社が，「売却損」を計上したとしよう。未だ転売していない会社の場合，誰もが「含み損」を抱えていると考えるであろう。

この場合，「含み損」を表に出すことを投資家は反対しないが，投資家にどのような大きさの金額を評価差損（B/S処理とP/L処理があり得る）として計上すべきかの正確な測定の問題となると，話は複雑となる。

市場というのは，弱気筋が「売り」，強気筋が「買い」の行動をおこして，相場が成り立っている。市場というのは，誰も，将来の価格を正確に予測できないから，各自の相場感で「ウリ・カイ」を行うのである。また，時価として「売り気配価格」と「買い気配価格」も存在する。従来の米国の有形固定資産の時価情報は，インフレ経済下の取替原価概念であり，「買い相場」から出発していた。しかし，最近の会計におけるグローバリゼーションの動きでは，保有資産の「売り相場」から出発するキャッシュ・フローから時価を測定しようとしている。

また，最近のFASBの概念ステートメント第7号では，将来キャッシュ・フローの強気，弱気，理論値の平均値の割引計算により時価（割引現在価値）を測定するという平均値方式が決められた[6]。これは，時価というのは，たとえ専門家による理論価格でも信頼が置けないことを明らかにしたことになる。会計学視点で見て

6）SFAC No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, 2000.

も，「土地の時価は正確にはわからない」というスタンスは戦前から変わっていない。また，土地の値上がり時には，評価益を財務諸表本体に記載しなくて，「どこに何坪，保有している」の注記のみでアナリストに我慢させてきた。だが，値下がり時は，その評価損を財務諸表本体に記載せず，「どこに何坪，保有している」という注記だけではアナリストは満足せず，減損会計を強く迫っているのである[7]。

投資家は経営者の保有資産のリスクを何らかの方法で開示すべきであると考えているのであり，評価差額を注記→B/S処理→P/L処理への三段階へのステップ・アップへ進化させていく契機になるものと考える。つまり，評価差額の計算の対象に何を時価会計の範疇に入れえるかは，「投資家の意思決定に資する」ことが財務諸表作成の目的であるとすれば，保有資産のリスク評価・開示の研究が進み，「透明性ある保守主義」に進んでいくものと考える。

（本稿は，2000年10月14日の会計理論学会第15回大会の統一論題報告をベースに加筆訂正したものである。）

参考文献・略語表

略　　語	正　式　参　考　文　献
SFAC	Statements of Financial Accounting Concepts of Financial Accounting Standards Board
SFAS	Statement of Financial Accounting Statements of Financial Accounting Standards Board
金融商品意見書	企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」1999年１月
金融商品会計基準	企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」1999年１月
金融商品実務指針	日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」2000年１月

7）減損会計を促進させたのは，税効果会計の適用があったからである。税効果会計の仕組みついては，下記参照のこと。
早川　豊「二元税制下の税効果会計の分析」経営行動，1994年３月，pp. 10-22.